平成２４年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目54番15―605号
債務者　田中美千代
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市日之出町８番21号　アイリスＡ＆Ｈ302号
債務者　村永　厚造
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
埼玉県幸手市東５丁目17番33号
債務者　柴　美智子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛229番地
債務者　日澤　卓二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１４号
さいたま市南区鹿手袋２丁目22番16号　コーポマルミＮＯ２―103
債務者　江原　直輝
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
埼玉県朝霞市岡１丁目12番25号　フォルトゥーナ朝霞303、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目10番65―103号
債務者　中村　一利
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
さいたま市南区鹿手袋６丁目22番37号　明和荘202号
債務者　フリフェル美知子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６５号
さいたま市北区植竹町１丁目539番地　ウエタケコーポ103
債務者　小竹　二郎
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
新潟市江南区曽野木１丁目２番１―252号
債務者　朝田ちえ子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４５号
栃木県足利市南大町1153番地１　アンソレイエＢ103、破産手続申立時の住所埼玉県鴻巣市赤見台２丁目16番25―101号　ファインアリーナ北鴻巣弐番館
債務者　白石　祐弥
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目11番地の２コーポグリーン101号
債務者　萩原　隆子（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
さいたま市岩槻区本町４丁目11番15号　光コーポ105号
債務者　澤田香代子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８２号
埼玉県鴻巣市上会下291番地の６
債務者　太田　英二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区９棟501号
債務者　椿野　盛次
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９２号
さいたま市浦和区仲町２丁目16番２号　野沢荘202
債務者　阿部　槙葉
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６００号
埼玉県新座市野火止７丁目14番７号
債務者　倉石　　茂
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４４号
埼玉県北本市東間２丁目103番地２
債務者　相原　　憲
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係